

第3章 法人の管理・運営について

1 認定NPO法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定(仮認定)NPO法人(認定等の有効期間が終了したNPO法人を含みます。)は、毎事業年度1回、認定(仮認定)の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、下表～に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません(法54二～四、55、62、法規32)。

(注)2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません(法55、法62)。

所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

提出書類		参照ページ
	認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	126
	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など 127～133
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等(注1)との取引	
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者(注2)で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限ります。)におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	

	<p>第2章「2(1) 認定の基準の概要」の(3) (口の部分を除きます。)(4)イ及び口、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(仮認定の場合も同じです。)</p> <p>認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表</p>	109~124
--	---	---------

(注1) 欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ~ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

口 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、口に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 欄の「特殊な関係」は、(注1)イ~ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金及び海外送金等の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときには、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法54、55、62)。

助成金及び海外送金等の報告

	書類の提出時期	作成(提出)書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類
海外への送金又は金銭の持出しを行う場合(その金額が200万円以下のものを除きます。)	送金又は持出し前 〔災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく〕	金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 〔金額及び使途並びにその実施日を記載した書類〕

(3) その他の報告

認定（仮認定）NPO法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法 53 、 62 ）	認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書	所轄庁
	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合（法 52 、 62、 法規 30、 34、 法 26 ）	定款の変更の認証を受けなければならない事項（法 25 ）に係る定款変更認証申請書 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 変更後の定款 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法 11 三又は十一に掲げる事項に限ります。） 役員名簿 宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法 2 二）及び暴力団等に該当しないものであること（法 12 三）を確認したことを示す書面 直近の事業報告書等 認定等申請書に添付した寄附者名簿等 全ての添付書類の写し 認定等に関する書類の写し 所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し 所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類及び海外への送金等（200 万円以下のものを除きます。）を記載した書類	変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出
	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合（法 53 、 62、 法規 31 、 33 ）	直近の事業報告書等 役員名簿 定款等 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し 法規 31 及び法規 33 に規定されている提出書（認定 NPO 法人は様式第 3 号、仮認定 NPO 法人は様式第 5 号）	所轄庁以外の関係知事

2 認定NPO法人等の情報公開

(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）

認定（仮認定）NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（62頁の「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法52、54、62）。

事業報告書等

役員名簿

定款等

認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

前事業年度の収益の明細など

のほか、法規32で定める書類

助成金の支給の実績を記載した書類

海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）

を行うときの金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

参考

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければなりません（法54、62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	仮認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54）	認定の日から起算して5年間	仮認定の日から起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54）		
前事業年度の寄附者名簿（法54一）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54二）	作成日から翌々事業年度の末日までの間	作成日から翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54三）		
第2章「2(1) 認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54四、法規32）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54）	作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	作成の日から仮認定の有効期間の満了の日までの間
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類（法54）		

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定（仮認定）NPO法人から提出を受けた(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)

認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定（仮認定）NPO法人及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等	事業報告書	作成日から翌々事業年度の末日まで	過去3年間に提出を受けたもの
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
	財産目録		
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）		
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿	(注3)	(注3)	
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）			
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		期間中（注1）	期間中（注1）
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		作成日から翌々事業年度の末日まで	過去3年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類		
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限り、）におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類		
	第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		

「助成金の支給の実績」を記載した書類		作成の日から3年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注2)	
「海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときの金額及び用途並びにその予定日」を記載した書類			
寄附者名簿		×	×
認定(仮認定)申請書		×	×
認定(仮認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×	×

(注1) 仮認定NPO法人の場合は仮認定の日から3年間

(注2) 仮認定NPO法人の場合は作成の日から仮認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定(仮認定)NPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 認定NPO法人等に対する監督等

(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定(仮認定)NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定(仮認定)NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定(仮認定)NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64)。

ロ イの検査については、次のように定められています。

所轄庁は、当該検査をする職員に、イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO(仮認定)法人の役員等に提示させるものとされています(法64)。

所轄庁が、イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、ロの書面の提示を要しないものとされています(法64)。

の場合において、所轄庁は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定(仮認定)NPO法人の役員等にロの書面を提示させるものとされています(法64)。

上記イの検査をする職員が、当該検査によりロ又はで理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ロ又はの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64)。

イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64、法41～)。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定(仮認定)NPO法人について、(4)ロから の認定又は仮認定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65)。

ロ 所轄庁は、上記イの規定による勧告を受けた認定(仮認定)NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定(仮認定)NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法65)。

ハ 上記イの勧告並びにロの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法65)。

ニ 所轄庁は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容を公表又は命令をした旨を公示することとされています(法65～)。

ホ 所轄庁は、イの勧告又はロの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法65)。

欠格事由の概要(37～38頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視總監又は道府県警察本部長

欠格事由の概要(37～38頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法66)。

ロ 所轄庁は、イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66、法65～)。

(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定(仮認定)NPO法人が次のいずれかに該当するときは、認定又は仮認定を取り消さなければなりません(法67)。

欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除

く。欠格事由については38頁を参照)のいずれかに該当するとき

偽りその他不正の手段により認定、仮認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき

正当な理由がなく、(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき

認定(仮認定)NPO法人から認定又は仮認定の取消しの申請があったとき

口 所轄庁は、認定(仮認定)NPO法人が次のいずれかに該当するときは、認定(仮認定)を取り消すことができます(法67)。

第2章「2(1) 認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくは口、(7)(36頁から37頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき

事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定NPO法人等の情報公開」(1)(61頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき

上記口 及び のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

(4)イ又は口の認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定(仮認定)NPO法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67 、法43)。

所轄庁は、上記ハ の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定(仮認定)NPO法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67 、法43)。

所轄庁は、認定(仮認定)を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定(仮認定)を受けていたNPO法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67 、法49)。

所轄庁は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67 、法65)。

欠格事由の概要(37~38頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視總監又は道府県警察本部長

欠格事由の概要(37~38頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

参考 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収

益事業（法人税法第2条第13号の収益事業を言います。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の計算上、益金の額に算入することとなります（措法66の11の2）。

（注）収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（24頁参照）。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、仮認定又は認定（仮認定）NPO法人と認定（仮認定）NPO法人でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

ロ 50万円以下の罰金

次の～に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

認定NPO法人又は仮認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は仮認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50、62、78二、四）

不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は仮認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50、62、78三、五）

正当な理由がないのに、(2)ロの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65、法78六）

正当な理由がないのに、(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66、法78七）

ハ 20万円以下の過料

以下の～のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

認定（仮認定）NPO法人が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52、53）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）

認定（仮認定）NPO法人が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法54）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第3章2(1)「認定NPO法人の情報公開（閲覧）参考（61頁）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）

認定（仮認定）NPO法人が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等

の提出の規定（法 49 、 53 ）又は認定（仮認定）NPO法人が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55 ）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（第 3 章 1 (1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」(58 頁)参照)及び第 3 章 1 (3)「その他の報告」 の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）

(1)イによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

